

増田裕一 委員

今回の廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例ということでございますけれども、先般の8月の委員会のほうでもあったかと思うんですけれども、これは他区の動向としてはどのような状況でしょうか。

清掃管理課長

本件につきましては、区長会におきましてこの方針が示されてございまして、23区が第3回定例会での議決を求めるとい形で取り組んでいるものでございます。

増田裕一 委員

今回の議案第61号杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、23区足並みをそろえた改正であり、前回質問をいたしました、実勢に合わせた改正であるということから、本条例案に賛成をいたします。

以上です。

増田裕一 委員

私のほうからは4項目、ちょっと細かく聞かせていただきたいと思うんですけれども。

まず、阿佐ヶ谷住宅の建て替えについてなんですが、ご報告にもありましたけれども、区として今後の見通しはどのように見ていらっしゃるのでしょうか。

拠点整備担当課長

今後につきましては、本当に未定でございます。

増田裕一 委員

無期限延期のような印象を受けるんですけれども、ということは、阿佐ヶ谷住宅建替え組合内の協議にゆだねたという認識でよろしいのでしょうか。

拠点整備担当課長

一応、東京都の都市計画審議会、来年の2月を予定していたということでございますが、それが延期になったということで、来年度の都市計画審議会の予定がまだ定まっていないというか、東京都から発表されていないというのが1つございます。

もう1つは、阿佐ヶ谷住宅内部の意向確認というか、そういったことをきちっとやっていただく必要があるというようなこと、あわせて周辺の方々の、反対される方々に対してもう少し理解を得る必要がある、そういったことをお願いしておりますので、そういった状況を見ながら、場合によっては東京都とも協議しながら、方向性というか、そういったものを考えていく、スケジュールを考えていくということになるかと思えます。

増田裕一 委員

地域住民の方の十分な合意を得られる形で計画が進んでいくことを願いたいと思いますが、次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、一日動物ふれあい広場と相馬の野馬追の実施についてです。

今回、野馬追につきましては、この報告があるまで存じ上げなかったというのもあるんですけれども、いささか唐突であるような印象を受けるんですが、報告でも少々説明がありましたけれども、今回実施に至った経緯をもう少し詳細にご説明いただけませんか。

みどり公園課長

動物ふれあい広場につきましては、今年度の予算で予定をしていたところでございますが、前回、17年に実施した際には、農芸高校の馬をお願いして実施をしたんですが、今回実施に当たっては、南相馬市とのそういう交流がありますので、相談をして実施の方向を詰めていくということで検討してきたわけですが、農芸高校については、11月3日はどうしても都合がつかないというお話がありまして、南相馬市のほうと詰めていく中で、馬を10騎程度という話があって、現地を見ていただいて、こういったこともできますよというお話をいただく中で、内部で検討して、実際の相馬野馬追の規模というのは騎馬が500騎ということで、非常に大きな規模のもののもうちょっと縮小したものが、桃井原っぱ広場では一定程度、10騎でも可能ではないかというご提案をいただいた中で、区の内部で検討して、なかなか杉並区内でこういったことを実施する場所もないということと、あと、前回も馬がいて、馬の違う形での姿を動物との触れ合いの中で見ていただくのも1つありかなということと、あと、なかなかみどり公園課でこれだけの規模はできないということで、ほかに関係課も載せてございますが、区として区制75周年の記念事業として取り組んでいくということになって、今回実施のご報告をさせていただいたという流れでございます。

増田裕一 委員

今回、相馬の野馬追に関しましては補正予算が組まれておるんですけども、デモンストレーションで騎馬武者が会場を疾走したりですとか、また神旗の争奪ですとか、そういったことをするわけなんですけれども、放馬防止のための安全さくですとか、そういったものは十分配慮されているんでしょうか。

みどり公園課長

資料の裏面に「野馬追い会場」という、ちょっと小さくて見づらいかもしれませんが、実線で囲っている部分があるかなと思いますが、そこにつきましては、セーフティーネットとロープを2段張って、高さが1.5メートルのさくをして、馬が飛び出さないようにさくをすると同時に、その外側に点線で囲っている部分についてはもうちょっと簡易なものを設置して、さらにその内側に、さくとさくの間には警備の人間を立てることで、馬が飛び出したりとか人が野馬追の会場内に入らないような対策をするということで、安全対策については、今回実施に当たって一番大きな課題でしたので、それなりに十分とって実施したいというふうに考えております。

増田裕一 委員

貴重な機会でもございますし、また、このために補正予算も組まれておるという状況でもありますので、十分安全な状況で行えますよう期待いたしまして、次の項目に移らせていただきたいと思っております。

続きまして、杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果について質問させていただきたいと思っております。

こちらの資料を拝見しておりまして、一番後ろの参考で、排気塔・換気塔モニタリング過去3年間のデータということで、経年変化のデータが記載されておるんですけども、このうち、例えばジクロロメタンですとか1.1.1-トリクロロエタンですとか、こういったものが調査時期によって数値にばらつきがあるんですけども、これは一体どういうことが原因なんでしょうか。

環境課長

確かに委員ご指摘のとおり、ジクロロメタンと1.1.1-トリクロロエタンというものにつきましては、今回も高いほうですが、その前の年も高いところがありまして、これは、今回この調査自体も1日でやるということで、搬入されたごみの内容によって影響を受けるということで、特にトリクロロエタンとジクロロメタンにつきましては、いわゆる溶剤に入っているものでございまして、スプレーとか何かの溶剤とかそういうものがありますので、その日、測定をしたときに、溶剤が残ったまま不燃ごみとして廃棄されたものが入っていると、それが揮発をしまして影響を受ける、そういうことであるというふうに考えてございます。

増田裕一 委員

ということですので、1日で調査を行うということなんですけれども、この値を見ていますと、前年の同時期、5月と比較いたしましても、かなりびっくりするような伸びになってまいりますので、今後、調査方法ですとかそういったことを見直したりして、ばらつきがないようにするということは考えられるのでしょうか。

環境課長

過去に年に7回とか5回、4回とかいうことでやってきまして、この表では16年が6回ぐらいですかね、そういうようなことをして、17年度から大体4回ぐらいということで、各回見ただけだとわかるように、特に前回ご報告をした18年度の2月、19年の2月になりますが、それについてはかなり数値が小さいということで、今後、回数を変えるというよりは、状況を見ながらそのときの変化を見て、特にその辺が今後続くようであれば、再度変えるようなことも考えていきたいと思っています。

増田裕一 委員

ご検討のほど、よろしくをお願いします。

では、次に移らせていただきたいと思います。最後に、レジ袋有料化につきまして、何点が質問をさせていただきたいと思います。

私自身は、レジ袋有料化につきまして、その理念ということから理解はできるんですけれども、何点が非常に疑問点がありますので質問をさせていただきたいんですが、まず1点目といたしまして、レジ袋多量利用事業者というものが定義づけられていますけれども、これが利用事業者であるかどうかというのは、事業者の自己申告によるものなのでしょうか。

ごみ減量担当課長

今委員ご指摘のとおり、事業者の自己申告というのが基本になります。過去の調査等でそういったところの量については把握してございますが、基本的には自己申告で行っていきま

増田裕一 委員

では、レジ袋の価格というところになってくるんですけれども、今現在、区内の何カ所か事業者さんと協定を結んでレジ袋の価格を決めているかと思うんですが、この条例を仮に施行するに当たりましては、どういった価格帯を区としては想定していらっしゃるのでしょうか。

ごみ減量担当課長

価格につきましてですが、基本的に行政のほうで強制するわけにはいきません。したがって、これについてはそれぞれ事業者さんが決めていただくこととなりますので、今3店舗やってございますが、5円の有料化の値段になってございます。

増田裕一 委員

根本的なお話を聞きたいんですけれども、条例に想定されております指標、物差しなんですけど、マイバッグ持参率というものが60%以上というふうに定められていますが、そもそもなぜ、この指標、物差しを使っているのでしょうか。

ごみ減量担当課長

レジ袋の削減に対しまして、マイバッグの持参率がどのくらいが必要かということで過去に調査をした中で、まず60%という目標を立てたということでございます。こういった事業を進めていく上で、まず目標の設定が必要だろうということで、まずは60%というような設定をしたところでございます。

増田裕一 委員

今の質問をさせていただきましたのも、例えば、ひねくれた質問になるんですが、マイバッグを仮に持参したとしましても、商品が入り切らなかった、そしてレジ袋があったということで、それを新しく購入したりした人とかもいますよね。また、僕なんかもそうなんですけれども、マイバッグは持参していないけれども、レジ袋をもらわないで、商品をそのまま持ち帰った場合というのもございますよね。こういった場合というのは、多分事業者さんのほうに申告はゆだねられていると思うんですけれども、どのようにカウントすればよろしいのでしょうか。

ごみ減量担当課長

今委員のご指摘なんですけど、レジ袋を拒否してもらわなかったという方で、そのままお持ち帰りになるということで、よく見ますと、段ボール箱があって、そこに入れている方がございます。そういった意味では、裸でそのまま持っていくのではなくて段ボールに入れたりということになりますけど、基本的にはそこではマイバッグ等を持ったという扱いになりますので、持参率がそういう意味ではアップしているということになります。

増田裕一 委員

しつこく質問するのもあれなんですけど、そもそもレジ袋の有料化というのは、レジ袋自体を減らすということが目的ですよね。ということは、マイバッグの持参率というのは必ずしも直結しない場合も考えられるわけですし、そうした意味で、削減されたレジ袋を数量単位で把握しなければならないんじゃないかと思うんですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

ごみ減量担当課長

1つ、今委員のご指摘でごみを減らすということと、もう1つ大事なことは、環境への負荷をまずは軽減していこうということになりますので、基本的にはごみの減量の中で、とにかく環境に対する配慮を皆さんに持っていただく、そういったきっかけ、それとそういった生活態度を変えていくことが大きな目標になってございます。その辺のことを我々としても強調しているというところでございます。

増田裕一 委員

そういった数値的なものに関しましては、今後検証していく中でご検討していただければと思います。

条例の実効性を担保するために、立入調査というものが条項の中に存在すると思うんですけれども、この条項が抜かすの宝刀であってはないと思います。例えば虚偽の報告ですとか、そういったことを検証する場合、区としてどのような基準でそういった立入調査を行ったりするのでしょうか。

ごみ減量担当課長

今後そういったことの詳細は詰めていきますが、1つは、それぞれの事業者に目標を設定していただきます。そういった目標の設定の中で、著しくその効果があらわれてないところを、具体的にどんなことなのかというところを見ていったり、それから、そういった虚偽の申請の中で、いろいろと区民の方からの情報もあるかもしれません。そういった中で、どうも見ていると非常に好ましくないよというような情報も得るかもしれません。いろいろな皆さんからの情報もありますが、そういった中で、区としても、じゃ、ちょっと実態を調べてみましょう、こういったことが出てくるかなと考えています。

増田裕一 委員

最後なんですけれども、多量利用事業者に該当しない事業者、商店会ですとか一般事業者の方を想定されているかと思うんですけれども、計画書ですとか報告書に関しましては提出は任意であると。また、そういったものをレジ袋の削減という意味で実効性があるものとして担保する場合、これらの該当しない事業者さんに対して何らかのインセンティブというか、そういったものを検討する余地はあるんでしょうか。

ごみ減量担当課長

そういったことにつきましては、中小企業、それから商店会ということで、これからいろいろと地元のほうで意見をお聞きすることになってございます。そういった中でそれぞれの要望を十分お聞きしまして、そういったことが逆にインセンティブとして必要なかどうか、これからそういったことを見きわめながら検討してまいりたいと存じます。